

氏 名 嘉 本 伊 都 子

学位（専攻分野） 博士(学術)

学 位 記 番 号 総研大甲第284号

学位授与の日付 平成9年9月30日

学位授与の要件 文化科学研究科 国際日本研究専攻

学位規則第4条第1項該当

学 位 論 文 題 目 「国際結婚」の歴史社会学的研究

—1636～1899—

論 文 審 査 委 員 主 査 教 授 石 井 紫 郎  
教 授 園 田 英 弘  
助 教 授 落 合 恵 美 子  
教 授 筒 井 清 忠 (京 都 大 学)  
教 授 三 谷 博 (東 京 大 学)

序論でまず、国際結婚研究と欧米のインターマリッジ研究との比較検討し、国際結婚を 'cross-nationality marriage' と定義し、その成立条件を以下の二点をあげた。

- 第一 国内外において社会的に認められた婚姻制度であること。
- 第二 婚姻前において近代国民国家日本の国籍を保有するものと、外国籍を保有するものとの婚姻であること。

近代日本における「国際結婚」は、外圧により成立した。「開国」当初、外国人が絡む問題は外交問題と直結したため、明治政府は、国際結婚に関する法律、太政官布告第一〇三号、いわゆる内外人民婚姻条規を、明治6年に布告したのであった。しかし、その時点では、第一の条件である婚姻法を規定する民法がなく、第二の条件である国籍法も制定されていなかった。国籍法がなかったため「国籍」という文字のかわりに、「日本人タルノ分限」という言葉が使用された。つまり、本論文のタイトルにも示した西暦1636年～1899年には、上記の条件を満たす国際結婚は成立しえなかったのである。ゆえに、本稿では括弧付で「国際結婚」と表記し、明治6年から国籍法制定までの期間を分限主義時代と位置づけた。

なぜ、民法や国籍法よりも四半世紀早く内外人民婚姻上条規は成立しえたのであろうか。この疑問に答えるためには、それ以前に遡って「国際結婚」に類似した男女関係の変遷を考察しなくてはならない。そこで、本論文は2部構成になっている。第I部「『国際結婚』の前史と成立」では、分限主義時代に至るまでの経緯をさぐり、歴史社会学的分析から先の問いに対する答えを明かにした。さらに、第II部「分限主義時代の『国際結婚』」において、国際結婚の前提条件である正式な婚姻とは何か、「日本人タルノ分限」とは何かを論じた。

第I部は、4章からなる。第1章では、「鎖国」と「開国」という歴史的経緯がいかに「国際結婚」に類似した男女関係に影響を与えてきたかを、外国人が日本へ入るインのベクトルと日本人が海外へ出るアウトのベクトルに着目して論じた。「鎖国」以前は、制度こそなかったが、正式な婚姻関係と考えられる男女関係が存在した。「鎖国」政策の完成は、男女関係を長崎の出島と唐人屋敷に限定し、遊女との関係、すなわち婚姻関係を妨げる。こうして、インのベクトルは限定され、日本人の海外渡航であるアウトのベクトルは閉ざされた。しかし、外圧により「開国」を余儀なくされると、遊女から素人女性へと外国人男性と交わる関係性が拡大し、慶應3年にはイギリスから一度目の「国際結婚」に関する問い合わせがなされるのである。イギリスからの二度目の問い合わせは明治5年になされ、ついに翌年内外人民婚姻条規が成立するのであった。その成立に関しては第3章で論じた。

一連の歴史的経緯は、男女関係のみならず、その関係性から生まれる子どもたちにも影響を与えた。「鎖国」へ向けて、いわゆる「ジャガタラお春」は国外追放にあった。しかし、遊女差し出し政策が安定すると、子どもたちは日本で養育されるようになる。「開国」期には、そのような子どもたちはすべて外国の人別へ入れるという強攻策を幕府は出したが、列国の反対にあい実現しなかった。彼らの身の処し方は、内外人民婚姻条規が布告されるわずか二ヶ月まえに、いわゆる「私生子」法によって決められることとなる。つ

まり、「鎖国」時代に培った「母方養育」という政策が引き継がれるのである。この「私生子」法については第2章で述べている。

「開国」は、アウトのベクトルをもたらした。安政元年日本の船はみな日の丸印の旗をたて日本近海を航行することが定められた。さらに、慶應2年、日本人海外渡航の禁止が解け、パスポートである旅券が発行されるまでにいたった。その歴史的経緯は、外圧と無関係ではない。この旅券は「対外的日本人」、すなわち、国の内部は大小の「くに」くにに割拠した状態であろうとも、身分が武士であろうと町人であろうと、その旅券を所持しているものは、海外において等しく「日本人」であることを保証した。

この「対外的日本人」が幕末において成立していたからこそ、国籍法なくして「日本人タルノ分限」を規定しえたのであった。「対外的日本人」のみならず、宗門人別改帳を機能的に引き継ぐ戸籍が「対内的日本人」を保証していた。「対内的日本人」と「対外的日本人」という概念は、「日本人タルノ分限」を分析する上で大きな役割を果たす。

第II部「分限主義時代の『国際結婚』」では、「国際結婚」を当時の日本における婚姻形態である嫁入りすなわち、「婚嫁」と、婿入りである「婿養子」に着眼し、以下の類型を用いて分析した。

- (a) 日本人女性と外国人男性の組み合わせで日本人女性が「婚嫁」する場合
- (b) 日本人女性と外国人男性の組み合わせで外国人男性が「婿養子」となる場合
- (c) 日本人男性と外国人女性の組み合わせで外国人女性が「婚嫁」する場合
- (d) 日本人男性と外国人女性の組み合わせで日本人男性が「婿養子」となる場合

内外人民婚姻条規は、ナポレオン法典を模して作られたが、最も異なる点は、「外国人の婿入り」を認め、外国人男性が国籍を捨て「日本人タルノ分限」を得るとされたことである。この「日本人タルノ分限」の特性を、上記の類型ごとに具体的な「実践」に則して明らかにした。

第2章では、両親が正式に結婚するまでは「私生子」であった子が、「婚嫁」(a)型の結婚によって、母親の国籍移動と同時に果たして「私生子」から「公正子」(嫡出子)になれるのかどうか、また日本人母親は、明治政府の定めたこの法律によって「日本人タルノ分限」を喪失するわけであるが、外国籍を得ることができたかどうかを論じた。

第3章は、なぜ「外国人の婿入り」のみ認められ、「婿養子」(d)型は認められないのかを国際「養子縁組」との比較において論じた。また、その当時の「文明諸国」がもつ国籍観の多様性を、外国人の婿養子が国籍離脱する際の各国の反応を通して示した。

第4章では「婚嫁」(c)型を分析し、日本人男性はなぜ「分限」を捨てることができなかったのかを、外国へ帰化しようとした事例などとあわせて検討した。また、「国際結婚」が破綻した後、いったん得た「日本人タルノ分限」はどうなるかを「婚嫁」(c)型と「婿養子」(b)について考察した。

第5章では、分限主義時代における婚姻制度とは何か、また帰化法あるいは国籍法はいかにして明治32年に制定されたのかその背景を明かにし、分限主義時代の終焉を論じた。

国際結婚は、近代国民国家の産物であるといえる。支配領域が確定され、国民の婚姻を国家が把握していく過程を、国際的視野から考察することを求められた。「国際結婚」の歴史社会学的研究は、日本におけるネーション・ビルディングの一側面を、実際に婚姻した個々人と、それを管理下におこうとする国家と国家のせめぎあいの中から究明したものである。

(論文審査結果)

本論文は、鎖国時代に、仮にあったとしても、「存在しないはずのもの」として扱われた「国際結婚」が、開国とともに、為政者にとって処理しなければならない現実問題として浮上してくる、いわば前史を扱った第1部に引き続き、本論ともいうべき第2部では、「内外人民婚姻条規」(明治6年太政官布告103号)の形成過程とそれが実際に「国際結婚」(当事者及び所生子の国籍と家族法上の身分の問題)を規律してゆく実態、ならびにそれに対する列強諸国の反応を、民法及び国籍法成立(明治32年)までの時期について、外交文書その他の第一次史料に即して歴史社会的に分析したものである。

「国際結婚」は、外交問題と直結したため、明治政府は、国籍や婚姻に関する法律を整備する暇のないまま、「早産的」に上記太政官布告を成立させた。それゆえ、この布告は「国際結婚」に伴う国籍変動の問題と身分変動のそれとを未分化にとらえて規律しようとしたものである。

むろん政府は、「国際結婚」についても文明諸国の法原則にもとるような独善的な対応をしたわけではなく、この布告は基本的にはフランス民法典を下敷きに作られた。しかしその際わが国固有の制度や慣行との結合が行われた。それは、夙に確立していた「家」制度及び身分変動が(江戸時代の宗門人別改帳に淵源をもつ)戸籍への登録と結びつけられていたという身分法上の原則とフランス民法の男系・父系原理との結合である。即ちフランス民法は：

(a) 自国人女性と外国人男性とが結婚する場合

(b) 自国人男性と外国人女性とが結婚する場合

の二通りしか想定していないが、上記布告はこれに「家」的発想からは当然想定される、

(c) 外国人男性が自国人女性と結婚し、その「家」の「婿養子」となる場合を付け加えた上で、(b) (c)については外国人が「日本人タルノ分限」を取得し、(a)の場合は日本人女性がその「分限」を失うとした。

このように婚姻が国籍(という言葉は当時未だ日本語になかったが)変動と直結するという発想は、婚姻は(「婚嫁」なら女性、「婿養子」なら男性の)「家」から「家」への移動を当然伴うという伝統の上に、国の法制度たる戸籍に化体された「家」の箱ごとに全日本国民を把握するという、戸籍制度的原理が結びついた結果である。言い換えれば、戸籍制度は、全日本人を「家」の箱ごとに括って管理するとともに、「家」の全構成員は日本人たることを保障し、また強制する。

こうしてわが国は、国籍という概念も国籍法も、また法律婚主義を宣明する法律もないまま、「国際結婚」について一つの法原則を国際社会に対して発進することができた。むろんこれに対する諸先進国の反応には批判的なものが少なくなかったが、しかしそれが決して国際的に一枚岩でなく、また一国内でも反応が分かれた場合さえある。そうした現象は、実は、国籍について当時国際的に共通の原則が確立していたわけではなく、むしろそれ

(論文審査結果)

それ異なる慣習や利害関係を背景に、各国でそれぞれの国籍法的原則が形成されてくる時期であったことの反映である。こうして、わが国の「分限」主義的国籍法原則はさまざまな波紋と混乱を巻きおこしつつも、国内的、国際的にそれなりに定着するが、やがて「民法」、「国籍法」、国際私法的諸原則を規定する「法例」等の近代的諸法典が成立するに及んで「分限」主義時代は終焉を迎える。

しかし、何よりも重要なのは、こうした「分限」主義は、対外的、対内的両面におけるわが国のネーション・ステイト・ビルディングのプロセスにとって決定的な意味をもつ法原則であったということである。

本論文の大筋は凡そ以上のようなものであるが、このように、「国際結婚」という、通常は、「私的」・「個人的」な出来事としてしか捉えられない対象を、国籍、身分法といった法的制度と関連させて考察した結果、「分限」主義という法史的にも注目すべき知見を学界にもたらし、わが国におけるネーション・ステイト・ビルディングの過程について新たな視角を提示した、という点が本論文の最も評価されるべき側面である。

そののみならず本論文は、こうした大筋の周囲にあるさまざまな歴史的・社会的事象について目配りを怠らず、それらについても的確な分析を加え、論文に豊かなふくらみを与えている。

他面、前史(第一部)の叙述はやや粗さが見られるという謗りを免れないし、また、「分限」主義が明治32年以降どのように変わるかについての叙述がほしいし、何よりも「歴史社会学的研究」を標榜するにもかかわらず、それが如何なるものであるかについて十分な説得力をもつ定義も実際の分析作業も論文自身の中に見出しにくい、といった問題点が見られる。しかしこれらは、本論文の本質的価値を損なうものではなく、むしろ、法制史、家族史、外交史、社会学等の間に立つ、きわめて学際的な研究として、――著者の本意ではないかも知れないが――高く評価されるべきものであり、審査委員全員一致で博士の学位を与えるにふさわしいものと判断した。